

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により富士見町森林整備計画を変更したいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第10条の5第7項に基づく同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、富士見町森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、富士見町長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和 8年 2月 5日

富士見町長 渡 辺 葉

1 縦覧場所

富士見町役場 長野県諏訪郡富士見町落合10777番地
産業課 農林保全係

2 縦覧期間

自 令和 8年 2月 5日

至 令和 8年 3月 3日